

【正誤表】

『平成 28 年公認会計士試験用参考法令基準集（企業法）』の掲載内容に下記の誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

訂正箇所	正	誤
P6 下段 1 行目 P6 下段 3 行目 (会社法 (以下同) 第 21 条第 1 項)	市町村 (特別区を含むものとし、 <u>地方自治法</u> ・・・ あつては、 <u>区又は総合区</u> 。以下この項において同じ。)・・・	市町村 (<u>東京都の特別区の存する区域及び地方自治法</u> ・・・ あつては、 <u>区</u> 。以下この項において同じ。)・・・
P7 下段 9 行目 P7 下段 11 行目 (第 24 条第 1 項)	・・・第十八条の二まで <u>の</u> 規定を適用する。 ・・・又は <u>更生</u> 手続開始の決定」とする。	・・・第十八条の二まで規定を適用する。 ・・・又は <u>再生</u> 手続開始の決定」とする。
P7 下段 13 行目 (第 24 条第 2 項)	とみなして、 <u>前三</u> 条の規定を適用する。 <u>この場合において、前 条第三項中「、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定」 とあるのは、「又は再生手続開始の決定」とする。</u>	とみなして、 <u>前二</u> 条の規定を適用する。
P119 下段 16 行目 (第 331 条第 4 項)	・・・、当該 <u>指名委員会等</u> 設置会社の支配人・・・	・・・、当該委員会設置会社の支配人・・・
P146 下段 19 行目 (第 400 条第 4 項)	・・・又は <u>指名委員会等</u> 設置会社の子会社の会計参与・・・	・・・又は委員会設置会社の子会社の会計参与・・・
P148 上段 6 行目 (第 404 条第 4 項)	当該 <u>指名委員会等</u> 設置会社は、当該請求に係る・・・	当該委員会設置会社は、当該請求に係る・・・
P149 上段 3 行目 (第 408 条第 1 項)	・・・定める者が <u>指名委員会等</u> 設置会社を代表する。	・・・定める者が委員会設置会社を代表する。
P149 上段 12 行目 (第 408 条第 2 項)	当該 <u>指名委員会等</u> 設置会社に対して効力を有する。	当該委員会設置会社に対して効力を有する。
P151 下段 12 行目 (第 414 条)	当該事項を <u>指名委員会等</u> へ報告することを要しない。	当該事項を委員会へ報告することを要しない。
P157 上段 24 行目 (第 427 条第 1 項)	・・・責任について、当該 <u>非業務執行取締役等</u> が職務を行う・・・	・・・責任について、当該 <u>社外取締役等</u> が職務を行う・・・
P157 下段 2 行目 (第 427 条第 1 項)	・・・限度とする旨の契約を <u>非業務執行取締役等</u> と締結する・・・	・・・限度とする旨の契約を <u>社外取締役等</u> と締結する・・・